

a 市民の責務等

(a) 家庭からごみを出すときは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については指定ごみ袋に入れ、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」及び「枝・葉・草」については透明または半透明で中身の見える袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝、午前8時30分までに自ら管理に携わっているごみステーションに出すこと。

・ 棒状のものについては、大部分が40リットルの指定ごみ袋に入り、袋の口をしっかりと縛ることができれば、そのまま、指定ごみ袋を使ってごみステーションに出すことができる。

・ 枝については、長さ50cm以下のものを1m程度のひもで縛って出すこともできる。

(b) 資源物は、汚れていない状態でごみステーション等に出すこと。

(c) 引越しや片付け等により臨時に出る多量のごみ（400リットルを超える）は、本市の施設へ自ら搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。

(d) 市の定める排出禁止物は出さないこと。

(e) 大型ごみについては、区ごとに決められた週1回の収集曜日の2日または4日前の16時30分までに大型ごみ収集センターまで電話もしくはインターネットで申し込むこと。また、規則で定める額に見合った「大型ごみ処理手数料シール」（電子決済で支払った場合は紙）を見やすいところに貼り付け（再利用品の収集申し込みに際しては、大型ごみ処理手数料シールに「リ」と記載）、設定した排出場所（玄関前等の建物外）へ収集日当日の朝、午前8時30分までに持ち出すこと。

(f) 新聞・雑誌・ダンボールなどは、原則として町内会などで実施している集団資源回収もしくは各区役所などに設置した「古紙回収ボックス」または、民間の古紙回収協力店・地区リサイクルセンターに出すこと。やむを得ない場合は、「燃やせるごみ」として出すこと。

(g) 蛍光灯は、できるだけ回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店・スーパーマーケット・ホームセンター）・地区リサイクルセンターに出すこと。

b 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第32条及び同条例施行規則第17条で規定する排出禁止物

区 分	品目例	排出方法
有害性のある物	バッテリー・農薬等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
感染性のある物	注射針等	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・酸素ボンベ・消火器等	
引火性のある物	ガソリン・灯油・廃油等	乾電池等の措置を講じて、出すこと。 中身を使いきり、穴をあけずに、透明または半透明の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出すこと。（カセットボンベを含む）
	塗料・接着剤等	
	スプレー缶	
著しく悪臭を発する物		脱臭等の措置を講じて、出すこと。
収集・運搬又は処分の際に特別の扱いを要する物で規則に定めるもの	最大の辺又は径が2メートルを超えるもの	破砕・切断等の措置を講じて、出すこと。
	体積が2立方メートルを超えるもの	
	重量が100キログラムを超えるもの	
	収集・運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく妨損し、又は損壊するおそれのあるもの	
	タイヤ・ピアノ・自動車・軽自動車・自動二輪車・原動機付自転車・FRP船・エンジン付きのもの（刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等）・ホームタンク（90ℓを超えるもの）・ドラム缶・家庭用耐火金庫等	
収集・運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの	ガラスの破片等	十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記して、「燃やせないごみ」の日に出すこと。
特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器	エアコンディショナー・テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機等	販売店に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込むこと。
パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ等	一般社団法人パソコン3R推進協会の参加メーカーのパソコンは、メーカーの自主回収ルートで処理すること。 上記参加メーカー以外のパソコンは、許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。
		小型家電として回収拠点に排出する 小、宅配回収等に依頼すること。 ※ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイは、回収拠点を除く
密閉形蓄電池	ニカド電池等	販売店・協力店の回収箱に持ち込むこと。

- c 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第27条第1項により市長が指定する適正処理困難物
- 廃スプリングマットレス・排出禁止物以外のテレビジョン受信機(25型以上のもの)
- (4) 事業系一般廃棄物
- 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に収集を依頼する。

種 類	収 集 方 法
一般廃棄物 (伐採物・抜根等を除く)	事業者が自ら本市の処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集*を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。
伐採物・抜根等	事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。

※ 事業所用専用ごみ袋による収集を含む。

a 事業者の責務等

- (a) 許可業者へ収集を依頼する場合は、許可業者の分別収集体制に応じて分別を行うこと。
- (b) 自ら本市の処理施設へ搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。
- (c) 感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

イ 自ら搬入する場合の処理施設、受入時間及び受入休業日

(7) 焼却施設

施設名	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場
所在地	西区発寒15条14丁目1-1	南区真駒内602	白石区東米里2170-1
受入時間	9:00～16:00	9:00～16:00	9:00～16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

(4) 破碎施設

施設名	発寒破碎工場	篠路破碎工場	駒岡破碎工場
所在地	西区発寒15条14丁目2-30	北区篠路町福移153	南区真駒内602
受入時間	9:00～16:00	9:00～16:00	9:00～16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

(4) 最終処分場

施設名	山口処理場
所在地	手稲区手稲山口364他
受入時間	9:00～16:00
受入休業日	土・日曜日及び1月1日から1月3日

(エ) 資源化施設

施設名	ごみ資源化工場
所在地	北区篠路町福移153
受入時間	8:00～17:00
受入休業日	日曜日及び1月1日から1月3日

(2) 動物の死体

種 類	収集方法	摘 要
道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	市民からの通報等により個別に収集	

(3) し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集方法	摘 要
一般し尿	申込制による戸別有料収集	収集車両の通行障害及び凍結等によりくみ取り作業に支障を及ぼすことのないようにすること。
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者 (一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業)	

4 一般廃棄物の処理主体及び処理計画量

(1) 処理主体及び処理方法

ア 家庭ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	焼却	—	—
燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破砕	市（直営・委託）	埋立
大型ごみ	市（委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却・資源化	—	—
びん・缶・ペットボトル	市（直営・委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
容器包装プラスチック	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
雑がみ	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
枝・葉・草	市（委託）	市（委託）	資源化	—	—
筒型乾電池	市（直営・委託）	事業者（委託）	資源化	—	—
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	市（委託）	市（直営）	焼却	—	—
スプレー缶	市（直営・委託）	市（委託）	破砕・資源化	—	—
地域清掃ごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

※ 焼却灰などの残さを処理する方法を除く。

※ スプレー缶には、カセットボンベを含む。

イ 事業系一般廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者搬入（一般廃棄物）	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立
自己搬入	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

ウ 動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	収集・運搬主体	最終処分	
		処理主体	処理方法
	市（委託）	市（直営）	焼却

エ し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集・運搬主体（市外（石狩市及び当別町）からの受入は除く。）	最終処分	
		処理主体	処理方法
し尿	市（委託）	市（委託）	下水道投入
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業）	市（委託）	下水道投入

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託をいう。

(2) 札幌市の処理計画量

燃やせるごみ		238,100	大型ごみ		180
燃やせないごみ		12,100	びん・缶・ペットボトル		32,900
大型ごみ		11,100	容器包装プラスチック		30,000
びん・缶・ペットボトル		32,900	雑がみ		18,900
容器包装プラスチック		30,000	枝・葉・草		19,900
雑がみ		18,900	許可業者搬入		7,010
枝・葉・草		19,900	自己搬入		2,440
地域清掃ごみ		1,400	小 計		111,330
小 計		364,400	燃やせるごみ		238,100
許可業者搬入		132,600	大型ごみ		10,920
自己搬入		56,200	地域清掃ごみ		1,080
小 計		188,800	許可業者搬入		125,130
市外からの受入 (函館市)		260	自己搬入		37,770
事業系ごみ			市外からの受入		260
燃やせるごみ			小 計		413,260
燃やせないごみ			燃やせないごみ		7,100
大型ごみ			理 立		
びん・缶・ペットボトル			燃やせるごみ		5,000
容器包装プラスチック			地域清掃ごみ		320
雑がみ			許可業者搬入		460
枝・葉・草			自己搬入		15,990
許可業者搬入			小 計		21,770
自己搬入			理 立		
小 計			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系ごみ			燃やせるごみ		5,000
燃やせるごみ			地域清掃ごみ		320
燃やせないごみ			許可業者搬入		460
大型ごみ			自己搬入		15,990
びん・缶・ペットボトル			小 計		21,770
容器包装プラスチック			理 立		
雑がみ			燃やせるごみ		5,000
枝・葉・草			地域清掃ごみ		320
許可業者搬入			許可業者搬入		460
自己搬入			自己搬入		15,990
小 計			小 計		21,770
市外からの受入 (函館市)			理 立		
事業系					

5 処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒清掃工場	西区発寒15条14丁目1-1	600 t／日	123,402 t	可燃残さ14,300 t含む
駒岡清掃工場	南区真駒内602	600 t／日	117,537 t	可燃残さ17,990 t含む
白石清掃工場	白石区東米里2170-1	900 t／日	187,585 t	可燃残さ26,490 t含む

(2) 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒破碎工場	西区発寒15条14丁目2-30	150 t／日	14,404 t	
篠路破碎工場	北区篠路町福移153	150 t／日	12,775 t	
駒岡破碎工場	南区真駒内602	200 t／日	16,449 t	
株式会社マテック 発寒支店内工場	西区発寒12条13丁目2	600～800 缶 ／時間	160,36 t	スプレー缶に限る (白石ブロック分)
株式会社オーアランドエム本 社工場内	西区発寒16条14丁目6-1	60 缶／分	137,97 t	スプレー缶に限る (駒岡ブロック分)
株式会社オーアランドエム本 社工場内	西区発寒16条14丁目6-1	60 缶／分	187,84 t	スプレー缶に限る (発寒ブロック分)

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
ごみ資源化工場(燃料工場)	北区篠路町福移153	200 t／日	13,883 t	
中沼プラスチック選別 センター	東区中沼町45-11	82.6 t／日	30,000 t	
中沼資源選別センター	東区中沼町45-24	110 t／日	21,647 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
駒岡資源選別センター	南区真駒内129-30	77 t／日	11,253 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
中沼権がみ選別センター	東区中沼町45-19	85 t／日	7,380 t	
札幌市製紙原料事業協同 組合 選別施設	市内各所 (10 か所)	45 t／日	11,520 t	権がみ
枝・葉・草資源化ヤード	厚別区厚別町山本1065 他 (山本処理場内)	—	18,300 t	面積 85,500 m ²
株式会社ばんけいりサイ クルセンター「定山溪環 生舎」	南区定山溪896-3 他	17.1 t／日	1,600 t	枝・葉・草
太平洋セメント株式会社 上磯工場	北斗市谷好1丁目	245t／日 (7時間)	21,400 t	焼却灰リサイクル
野村興産株式会社 イト ムカ鉱業所	北見市留辺蘂町富士見 217-1	160.24 t／ 日 (特焼)	430 t	蛍光管 節型乾電池、 水銀式体温計・血圧 計・温度計

(4) 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 (計画分)	残容量 (造成済)	処理計画量	備考
山本処理場	厚別区厚別町 山本1065 他	7,732,000 t	630,415 t	31,260 t	
山口処理場	手稲区手稲山 口364 他	3,037,000 t	285,213 t	33,507 t	

残容量 (造成済) は令和4年度末見込み

(5) し尿下水道投入施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
クリーンセンター	手稲区手稲山口318	100 kL／日	25,480 kL	市外(石狩市及び当 別町)からの受入分 8,440 kL含む

第3 許可業者が行う一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物の種類及び収集方法

事業系一般 廃棄物	種 類		収集方法
	生ごみ	伐採物・抜根等	
	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者 (一般廃棄物 収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社) へ収集を依頼する。	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許 可業者等へ収集を依頼する。	

2 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

(1) 処理主体及び処理方法

種 類	種 類	収集・運搬主体		中間処理	
		許可収集 自己搬入	許可業者 (一般廃棄物収集運搬業者：一 般財団法人札幌市環境事業公社)	処理主体	処理方法
生ごみ				許可業者	資源化
伐採物・抜根等				許可業者	資源化

(2) 処理計画 (単位：t)

種 類	種 類	処理量	計	処理方法
生ごみ	許可業者 自己搬入	19,500	23,000	飼・肥料化など
伐採物・抜根等	許可業者 自己搬入	2,500	5,000	チップ化など

※生ごみの自己搬入には、札幌市経済観光局中央卸売市場内での飼料化を含む。

3 処理施設 (資源化) の概要

(1) 生ごみリサイクル施設

処理方法	飼・肥料化	飼料化
札幌バイオフードリサイクル 株式会社 「札幌飼料化リサイクルセ ンター」	札幌市経済観光局中央卸売市 場 「資源リサイクル施設」	
所在地	東区中沼町45-53	中央区北12条西20丁目2-1
処理能力	68t/日	8.6t/日

処理方法	堆肥化	
株式会社ばんけいりサイ クルセンター 「定山溪環生舎」	株式会社ばんけいりサイ クルセンター 「環生舎」	ジャパンサイクル株式会社 「石狩資源循環モデルセ ンター」
所在地	南区定山溪896-3 他	石狩市新港中央2丁目715-2
処理能力	14.6t/日	27.4t/日

(2) 伐採物 (剪定枝)・抜根等リサイクル施設

処理方法	チップ化	堆肥化
ごみ資源化工場 (チップ化施設)	株式会社ばんけいりサイ クルセンター 「定山溪環生舎」	株式会社ばんけいりサイ クルセンター 「定山溪環生舎」
所在地	北区篠路町福移153	南区定山溪896-3 他
処理能力	120 t／日	10t／日

(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 39 条第 2 項の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量

札幌市告示第 1916 号
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、市が処分する産業廃棄物の種類及び量を次のとおり定める。
なお、平成 19 年 4 月 1 日告示第 450 号は、廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

- 1 産業廃棄物の種類
- (1) 次に掲げる産業廃棄物（市が処分する産業廃棄物は、市内から排出されたものに限る。）とする。ただし、このうち特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
- ア 燃え殻（熱灼減量 15%以下、含水率 80%以下のものに限る。）
- イ 廃プラスチック類（一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さ又はごみ資源化工場で生産するごみ固形燃料の原料に適したものに限る。）
- ウ 紙くず
- エ 木くず
- オ 繊維くず
- カ ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物のうち、廃石綿等であって、市内から排出されたものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。）第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ワ（1）に掲げる措置を講じたものに限る。
- 2 産業廃棄物の量
- 市長が量について指示したときは、その量以内とする。

(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

昭和 60 年 6 月 17 日
条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(浄化槽保守点検業の登録)

第 2 条 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第 3 条 前条の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の事項を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所(規則で定める区域内の営業所をいう。以下次号及び次条において同じ。)の名称及び所在地
- (3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、登録を拒否しなければならない。

- (1) 営業所を有していること。
- (2) 営業所ごとに浄化槽管理士が置かれていること。
- (3) 営業所ごとに規則で定める器具が備えられていること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法若しくは法に基づく処分又は法第 48 条第 1 項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

イ 第 9 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者

ウ 登録簿に登録されて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第 9 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその浄化槽保守点検業者の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの

エ 第 9 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者

カ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまで、キ又はクのいずれかに該当するもの

キ 法人であつて、その役員のうちからオからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者である者

(登録の有効期間)

第 5 条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間は、登録の日から起算して 3 年とする。

(更新の登録)

第 6 条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

- 2 前 3 条の規定は、更新の登録について準用する。
- 3 更新の登録の申請があつた場合において、その申請の受理に効力を有する登録の有効期間満了の日までこそ

の申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該登録の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更及び廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業を廃止した場合等規則で定める事由に該当したときは、規則で定めるところにより、当該事由が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽保守点検業者の責務)

第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者又は浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、第4条第1号から第3号までに定める要件を維持しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、第5条に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者は、規則で定める事項を守らなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けたとき。

(2) 第4条第4号に掲げる者に該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る期間の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録がその効力を失った場合は、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第12条 第2条の規定により登録を受けようとする者又は第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業登録申請手数料 30,000円

(2) 浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 25,000円

2 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、浄化槽清掃業許可申請手数料20,000円を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条又は第6条第1項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者

(3) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

第15条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第11条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間は、第2条の登録を受けないで、その浄化槽保守点検業を営むことができる。

3 第12条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用する。

(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部改正〔省略〕)

4 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成4年条例第8号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第29号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第6号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者については、改正後の第8条第4項の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

(6) 札幌市浄化槽に関する規則

昭和60年9月26日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)及び札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年条例第17号。以下「条例」という。の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 市長は、法第5条第1項の規定による届出(以下「浄化槽設置(変更)届」という。))を受理したときは、当該浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者(以下「浄化槽設置者等」という。))に、受理書(様式1)を交付する。

2 市長は、浄化槽設置(変更)届を審査し、その内容を相当と認めるときは、当該浄化槽設置者等に浄化槽設置(変更)届出書審査通知書(様式2)を交付する。

第3条 削除

(使用開始報告書等)

第4条 法第10条の2第1項の報告書は、浄化槽使用開始報告書(様式4)とする。
2 法第10条の2第2項の報告書は、技術管理者変更報告書(様式5)とする。
3 法第10条の2第3項の報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式6)とする。

(書類の提出等の要求)

第5条 市長は、生活環境の保全又は公衆衛生上の観点から必要があると認めるときは、浄化槽設置者等又は浄化槽管理者に対し必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

第6条 削除

(浄化槽清掃業許可申請書等)

第7条 省令第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式9)とする。
2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書(様式10)とする。
3 省令第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 省令第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書(様式11)

(2) 総経理(申請者が当該申請に係る営業に関し成年者と同じの能力を有しない未成年者又は法人であるとき)には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、当該法人及びその役員)又は役員の総経理書を含む。第12条第2項第6号において同じ。)

(3) 前年度の本市の市町村税納税証明書(本市に営業所を有していない場合)にあつては、本市を営業区域とする営業所の所在する市町村の市町村税納税証明書。第12条第2項第7号において同じ。)

(4) 営業所の付近見取図

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けている者と汚泥の収集に関する契約を締結している場合には、当該契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可証等の交付)

第8条 市長は、法第35条第4項の規定による通知は、浄化槽清掃業許可証(様式12)又は浄化槽清掃業不許可通知書(様式13)により行うものとする。

2 浄化槽清掃業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第9条 浄化槽清掃業者は、前条第1項の浄化槽清掃業許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届(様式15)に第8条第1項の浄化槽清掃業許可証を添付して行われなければならない。

(廃業等の届出)

第12条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届(様式16)により行われなければならない。

2 前項の届出を行う場合には、第8条第1項の規定により交付を受けた浄化槽清掃業許可証を返納しなければならない。

(登録の申請)

第12条 条例第3条第1項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の申請書は、浄化槽保守点検業登録(更新登録)申請書(様式17)とする。

2 条例第3条第1項の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が法人であるときには、その法人の定款又は部附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 申請者が個人であるときには、その住民票の写し

(3) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し

(4) 申請者(申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同じの能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、当該法人及びその役員)又は役員を含む。))が条例第4条第4号アからクまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類(様式18)

(5) 第16条に規定する器具の明細書(様式19)

(6) 総経理書

(7) 前年度の本市の市税納税証明書

(8) 現に連絡を取っている、又は今後連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(9) 営業所の付近見取図

(10) 条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、営業所に置く浄化槽管理士が条例第8条第4項の研修を修了したことを証明する書類の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 市長は、条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者について、前項に定める添付書類の一部を省略させることができる。

(登録済証等)

第13条 市長は、条例第3条第2項(条例第6条第2項で準用する場合を含む。))の規定により登録をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録済証(様式20)を交付しなければならない。

2 市長は、条例第4条の規定により登録の拒否をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(様式21)を交付しなければならない。

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第14条 条例第3条第2項の浄化槽保守点検業者登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿(様式22)とする。

2 条例第3条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 登録年月日

(2) 登録番号

(3) 申請者が法人であるときには、その役員の氏名及び役職名

3 浄化槽保守点検業者登録簿は、環境局環境事業部に置く。

(営業所の設置区域)

第15条 条例第3条第2項第2号の規則で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

区域	
----	--

(器具)

第16条 条例第4条第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

(1) 温度計

(2) 透視度計

(3) 水素イオン濃度指数測定器具

(4) 残留塩素濃度測定器具

(5) 塩素イオン濃度測定器具

(6) 汚泥沈殿試験器具

(7) スカム厚測定器具

(8) 汚泥厚測定器具

- (札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の一部改正〔省略〕
- (札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則の一部改正)
- 4 札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則(昭和47年規則第115号)の一部改正〔省略〕
- 附 則(平成17年規則第35号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年規則第14号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年規則第16号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第3号)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第12条第2項第10号の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

- (9) 溶存酸素測定器具
- (10) 水準器
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める器具
- (変更の届出)
- 第17条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式23)に第13条第1項の浄化槽保守点検業者登録済証を添付して行わなければならない。
- (廃業等の届出)
- 第18条 条例第7条第2項の規定で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、同項の規定による届出は、当該各号に掲げる者が浄化槽保守点検業廃業等届(様式24)により行わなければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

- (浄化槽保守点検業者の責務)
- 第19条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、その者に浄化槽管理士であることを示す身分証明書(様式25)を携帯させなければならない。

- (研修)
- 第20条 条例第8条第4項の浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 浄化槽に関する施策の動向に関すること。
- (2) 浄化槽の機能及び構造に関すること。
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
- (4) 地域における浄化槽の情報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項
- 2 前項の研修は、法第57条第1項の規定により北海道知事が指定する者その他市長が適当と認める者が行う研修を受けさせることにより実施するものとする。
- 第21条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、札幌市浄化槽保守点検業者登録票(様式26)を掲げなければならない。
- 第22条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに保守点検に関する事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 保守点検年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名
- 2 前項ご定める帳簿には、毎月末までに前月中における記載事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。
- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所ごとに保存すること。

- (報告)
- 第23条 浄化槽保守点検業者は、毎年3月31日までに、前年中の1年間における浄化槽の保守点検に関し、浄化槽保守点検実績報告書(様式27)を市長に提出しなければならない。

- (身分証明書)
- 第24条 条例第11条第3項の証明書は、立入検査員証(様式28)とする。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- (札幌市事務分掌規則の一部改正)
- 2 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部改正〔省略〕

(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例

平成 16 年 12 月 14 日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入り込んだもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかみす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域外において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (7) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者が組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所(たばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない)。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。以下同じ。)であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れてくる者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(美化推進重点区域の指定)

第11条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により重点区域を指定したときは、重点区域ごとに美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該計画を策定する重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 美しいまちづくりの推進に係る事業者、市民等及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (2) たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止するための施策に関する事項
- (3) 事業者、市民等若しくは土地所有者等又はこれらの者が組織する団体が、自発的に行う美しいまちづくりを推進する活動の支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美しいまちづくりの推進に関し必要な事項
- 4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、美化推進計画を変更することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

(美しいまちづくり月間)

第15条 本市における雪解け時のたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱にかんがみ、事業者、市民等及び土地所有者等の間に広く、美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、美しいまちづくり月間を設ける。

- 2 美しいまちづくり月間は、毎年4月とする。
- 3 市は、美しいまちづくり月間にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(関係機関への要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止について、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。 (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者 (2) 第13条の規定に違反した者	第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。	附 則 この条例の施行期日は、市長が定める。 (平成17年規則第43号で平成17年8月1日から施行。ただし、第18条及び第19条の規定は、同年10月1日から施行)	第1条 この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(平成16年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(平成16年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(美化推進重点区域標識等の設置) 第2条 市長は、条例第11条第1項の規定により美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、当該重点区域内に美化推進重点区域標識及び美化推進重点区域図を設置するものとする。	(重点区域の指定等の告示) 第3条 条例第11条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 重点区域の名称 (2) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲 (3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日	(喫煙制限区域標識等の設置) 第4条 市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。	(喫煙制限区域の指定等の告示) 第5条 条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 喫煙制限区域の名称 (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲 (3) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日	(散乱等防止指導員) 第6条 たばこの吸い殻、空き缶等及び類似のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。 2 指導員は、環境局環境事業部所属する職員のうちから、市長が任命する。 3 指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証(様式1)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	(過料) 第7条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あてとなるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式2)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。 2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書(様式3)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。 3 市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書(様式4)を交付するものとする。	(適用上の注意) 第8条 条例及びこの規則の適用に当たっては、本市域内における表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。	(委任) 第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第7条、次項から前則第4項まで及び様式2から様
---	--	--	---	---	---	--	---	--	--	--	---	---	---